

## 国際獣疫事務局（WOAH）本部での勤務を終えて

岡村行岳<sup>†</sup>（農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐）

## 1 はじめに

国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health：WOAH）は、世界の動物衛生の向上を目的として1924年にフランスのパリに創設された政府間機関である。多くの読者にとってはWOAHではなくOIEの方になじみがあるかもしれないが、これは国際獣疫事務局の法的名称であるフランス語の「Office International des Epizooties」の略称である。2003年には通称として「World Organisation for Animal Health」を使用することが決定され、2022年には略称についても「WOAH」を使用することが決定された。このため、本稿では「WOAH」と表記する。

WOAHは28カ国の署名を得て1924年に発足した。現在は183カ国・地域が加盟している。今年ちょうど設立100周年のアニバーサリーの年にあたり、5月の総会では盛大なセレモニーが行われた。

わが国は、1930年に加盟して以降、WOAHの活動に対して金銭的・人的に大きな貢献をしてきている。大変ありがたいことに、私も農林水産省からの出向で、2020年10月から2023年10月までWOAH本部で勤務する機会を与えていただいた。読者の中にはWOAHについて詳しく知らない方もいらっしゃると思うので、本稿ではまずWOAHの仕事の全体像を紹介する。その際、読者の方にとって有益と思われる情報・情報源についてもなるべく多く記載したい。またその後、私が担当していた国際基準の策定に関する仕事について、業務のイメージが湧くようなるべく詳細に記載し、今後WOAHでの勤務を希望する方の参考になるような情報を書き残したいと思う。

## 2 WOAHの仕事

上述のとおりWOAHは1924年に設立された組織であるが、当初の主な目的は「牛疫」等の重大な疾病の

コントロールであった。1920年、インドからブラジル向けに輸送されていたゼブ牛が牛疫ウイルスに感染しており、当該牛がベルギーのアントワープでトランジットしたことにより欧州で牛疫が再発し、大きな被害がもたらされた。この事例により、重大な疾病のコントロールのためには国際的な協力が欠かせないと共通認識が形成され、結果としてWOAHの創設につながった [1]。

その後、時代の変化に合わせてWOAHに求められるものも変化し、WOAHの任務も徐々に拡大していった。現在WOAHの任務は、世界の動物疾病に関する情報の収集・提供、動物疾病の防疫・根絶のための技術支援、動物・畜産物の貿易に関する国際基準の策定、動物由来食品の安全性確保、アニマルウェルフェアの向上等、多岐にわたる。

WOAHにはパリの本部以外に13の地域事務所があり、本部及び地域事務所をあわせ2023年末時点で284人のスタッフが在籍し、うち190人弱がパリの本部で勤務している。私のような加盟国政府機関からの出向者も数多く在籍している。

WOAHの総会は毎年5月にパリで開催される。総会では事務局長が前年1年間のWOAHの活動の内容について詳細に報告しており、活動レポートがWOAHの



WOAH本部外観

<sup>†</sup> 連絡責任者：岡村行岳（農林水産省消費・安全局動物衛生課）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎03-3502-8111 E-mail: yukitake\_okamura340@maff.go.jp

ウェブサイトに掲載されている [2]. WOAH の活動に興味をお持ちの場合、まずはそのレポートを参照されることをお勧めする。

以下、WOAH の代表的な仕事のうち、読者の皆様にとって関心が高そうなものを概説する。

### (1) 国際基準の外定

WTO/SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）では、WOAH は、動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を定める機関であると規定されている。同じく植物防疫に関する国際基準を定める IPPC、食品安全に関する国際基準を定める Codex とともに、three sisters と呼ばれている。

WOAH が定める国際基準は、動物の衛生や福祉、獣医分野での公衆衛生の向上のための推奨事項を規定した「コード」と呼ばれる基準と、疾病の診断方法を規定した「マニュアル」と呼ばれる基準の2つである [3]。この2種類の国際基準が、陸生動物（哺乳類、鳥類、蜂）及び水生動物（魚類、軟体動物、甲殻類、両生類）のそれぞれについて作成されるので、WOAH は以下の計4種類の国際基準を策定していることになる。

- 陸生動物衛生基準（the Terrestrial Animal Health Code）（以下、「陸生コード」という）
- 陸生動物の診断及びワクチンに関するマニュアル（the Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals）（以下、「陸生マニュアル」という）
- 水生動物衛生基準（the Aquatic Animal Health Code）（以下、「水生コード」という）
- 水生動物の診断に関するマニュアル（the Manual of Diagnostic Test for Aquatic Animals）（以下、「水生マニュアル」という）

コードもマニュアルも、加盟国の選挙により選出された専門家により構成される委員会（Specialist Commissions）で議論される。陸生コードを議論する陸生動物衛生基準委員会（Terrestrial Animal Health Standards Commission）（以下、「コード委員会」という）と水生マニュアルを議論する生物基準委員会（Biological Standards Commission）には、近年継続して日本人専門家が選出されており、非常に心強い。

コードもマニュアルも毎年どこかのパートが改訂される。WOAH のウェブサイトには各章の最新版が掲載されているので参照いただきたい。コードについては、章ごとのページだけでなく、I 部とII 部のそれぞれで一括の PDF ファイルが WOAH の Documentary Portal に掲載されている [4]。この PDF ファイルはコードの記載事項について一斉検索をかける際に特に有用である。

また、陸生コードについては、何年にどの章が改訂さ

れたかを整理した一覧表がウェブサイト上に掲載されている [5]。その改訂が決定された総会のレポートへのリンクも含まれており、改訂の背景等を探る際の糸口として活用可能である。

筆者は、この陸生コードの策定に係る仕事をしていたので、これについては次の3で詳細に述べる。

### (2) 家畜の伝染性疾患の情報収集

加盟国は、WOAH が定める疾病、すなわち陸生コード及び水生コードの第1.3章に規定される疾病が新たに発生した場合、両コードの第1.1章に基づき、24時間以内に WOAH に報告しなければならない。また、その後も続発の状況や講じた措置等について報告しなければならない。同章が（コードの他の多くの部分とは異なり）should ではなく shall という単語を多用していることから分かるように、WOAH への報告は加盟国の義務である。疾病の発生情報が透明性高く WOAH に報告されることは、疾病対策の「一丁目一番地」であり、両コードの第1.1章がこれを規定しているのは、このことの表れと言えるだろう。

通報された疾病の情報は、WAHIS（World Animal Health Information System）というインターネット上のシステムで各国に共有される [6]。このシステムは誰でも閲覧可能で、疾病ごと、国ごと等に、発生の場所、頭羽数、動物種、講じられた防疫措置や疫学情報等を閲覧可能である。疾病の海外での発生状況について調べたいときに最初に参照すべきデータベースであるので、関心のある方は是非閲覧いただきたい。

### (3) 「専門性」の提供

「専門性」というと分かりにくいですが、WOAH は加盟国の獣医組織を科学的・専門的に支援するためのネットワークを構築している。

コラボレーティングセンターは、WOAH 及び加盟国に対して、特定の専門分野（飼料安全、食品安全、新興感染症、アニマルウェルフェア等）における最新の科学的知見・技術的支援を提供することで、WOAH の多様な取組を支えている。2023年時点で72施設が指定されている [7]。

リファレンスラボラトリーは、特定の動物疾病について、診断方法に関する助言、診断に利用する標準株・診断試薬の保管・配布、加盟国への技術研修などを行っており、2023年時点で270施設が指定されている [8]。

コラボレーティングセンター、リファレンスラボラトリーが実際にどのような支援・活動を行っているのかについては、WOAH のウェブサイトには、それぞれのセンター、ラボラトリーごとにレポートが掲載されているので、参照いただきたい。日本の機関も数多く指定されて

おり、国際的に大きな貢献をしていることがお分かりいただけると思う。

#### (4) 疾病の清浄性ステータスや管理プログラムの認定

WOAHは、安全な動物・動物製品の貿易を促進するため、加盟国からのリクエストに応じて、加盟国またはその一部地域の疾病の清浄性を公式に評価し認定する取組を実施している [9]。この取組の対象疾病は、2013年に豚熱及び小反芻獣疫が追加されるなど徐々に拡大し、現在は、口蹄疫、BSE、牛肺疫、アフリカ馬疫、豚熱及び小反芻獣疫の6疾病が対象となっている。日本は、口蹄疫の「ワクチン非接種清浄国」、BSEの「無視できるリスク国」、そしてアフリカ馬疫の「清浄国」として公式に認定されている（豚熱の「清浄国」ステータスは、2018年9月の発生を受け2020年9月に消失）。

また、同様の取組として、加盟国の疾病の管理プログラムを認定する取組も実施しており、これについては口蹄疫、牛肺疫、小反芻獣疫及び（犬を介した）狂犬病の4疾病が対象となっている。

さらに、これらのWOAHが公式に認定する取組とは別に、加盟国が自らの責任において、疾病（公式認定される上記6疾病を除く）の清浄性を宣言する（Self-declaration）ことも可能である [10]。各国の清浄性宣言の文書がWOAHのウェブサイトに掲載されているので参照いただきたい（わが国の高病原性鳥インフルエンザや牛結核等の清浄化宣言の文書も掲載されている）。各国がどのような措置を講じて清浄化を達成したのか、そこそこ詳細な情報が掲載されているので、われわれ行政担当者にとっては非常に有益な情報源である。

#### (5) 加盟国の能力構築支援

加盟国のキャパシティビルディングの支援もWOAHの大事な仕事の一つである。セミナーやワークショップの開催等、さまざまな取組を実施しているが、最も中心的、フラッグシップ的な取組は、PVS（Performance of Veterinary Service）Pathwayであろう。これは、各国の獣医組織体制の能力評価・ギャップアナリシス、支援計画の策定、獣医法規の構築支援等を通じて、各国の獣医組織の対応力強化を図るものである。

各国がPVS評価を受けた際のレポートがWOAHのウェブサイト上に掲載されているので参照いただきたい [11]。当該レポートに記載されている情報は、評価時点のものであり最新の状況が反映されているわけではないこと、また評価を受けた国のレポートが全て掲載されているわけではない（公表に合意した国のレポートのみが掲載されている）ことに留意いただく必要があるが、外国の獣医組織について知りたいときに第一に参照すべき情報源であると考えられる。

なお、当該ウェブサイトには、日本が2016年に評価を受けた際のレポートも掲載されている。レポートを見ていただくと、日本の獣医組織が非常に高い評価を受けており、他国と比較してもきわめて高い水準にあることをご理解いただけると思う。ただ、個別の評価事項で見たときに高い評価を受けたとは必ずしもいえない項目があることも事実であり、このような項目については、適宜、改善措置を講じてきているところである。このように、外部の専門家により客観的に評価されることで、自らの獣医組織体制の強みと弱みを理解し、改善すべき点をあぶり出し、獣医組織体制の強化につなげることが、まさにPVS Pathwayが意図しているところである。

#### (6) 疾病の撲滅対策や世界的なイニシアティブへの対応

撲滅対策の最も代表的なものは、WOAHの創設の契機にもなった牛疫（2011年に撲滅宣言）の例であるが、WOAHは他の疾病、例えば口蹄疫やアフリカ豚熱、小反芻獣疫、狂犬病といった疾病についても、FAOやWHOといったパートナー機関と協働して撲滅に向けた取組を進めている。例えば、WOAHは、犬を介した狂犬病による人の死亡を2030年までになくすことを目標とした撲滅戦略プラン（Zero by 30） [12] において、対策の実行面で重要な役割を果たしている。狂犬病はわが国ではかなり昔に清浄化を達成した疾病であるが、世界では引き続き毎年数万人が犠牲になっているという実態があり、WOAHは、ワクチンバンクの設置による安価で高品質なワクチンの途上国への供給、(4)で言及した管理プログラムの策定支援、世界狂犬病デー等での広報活動等、多岐にわたる取組を実施している。

また、世界的なイニシアティブの1例としては薬剤耐性菌への対応が挙げられる。WOAHでは動物分野における薬剤耐性菌問題に特化した常設のワーキンググループが設置されており、さまざまな課題について議論されている。ワーキンググループの座長は日本人であり、このような世界的な課題に日本人が大いに貢献していることは大変誇らしい。個人的に近年のWOAHのAMRに関する仕事で真っ先に紹介したいのは、抗菌剤の慎重使用に関するコード（陸生コード第6.10章）の改正である。これは本年5月の総会で加盟国により合意、採択されたコードであるが、加盟国の関心が高く改定案に数多くのコメントが寄せられ、ワーキンググループは定例会以外にも何度も会合を開催し議論を重ねることとなった。改正の趣旨の一つが伴侶動物分野での抗菌剤の慎重使用に関する推奨事項を追加することであったので、小動物臨床の先生方にも是非とも改正されたコードをご一読いただきたい [13]。

### 3 国際基準策定に関する仕事

私は上述の3年間、WOAH本部のStandards departmentで勤務した。この課はその名のとおりに国際基準策定のための仕事を行う部署であり、国際基準の中でも陸生コード、水生コード及び水生マニュアルを担当している。

コードは陸生コードも水生コードもhorizontal chapters（Ⅰ部）とdisease-specific chapters（Ⅱ部）に分けられる。前者は、消毒、殺処分畜の処理、精液による疾病の伝播防止、飼料の安全確保、輸出入検疫時の措置や手続き、獣医分野での公衆衛生向上、アニマルウェルフェアといった、テーマごとの一般的な推奨事項を規定している。一方後者は、疾病ごとに、動物や動物製品の貿易によってその疾病が拡がらないようにするための措置（輸入条件等）を規定している。いずれのコードについても序文の後にUser's guide、すなわち、コードの取扱説明書的な文書が付されているので、コードの全体像についてより詳しく知りたい場合には、これを参照されることをお勧めする。

以下、私が担当していた陸生コードの話を中心に、策定のプロセス、私が実際に担当していた業務、そしてコードに関する最近のトピックを紹介する。

#### (1) 陸生コード策定のプロセス

陸生コードの新規章の策定や既存章の改正の典型的なプロセスは表のとおりである。

ステップ5や6で回覧されたコード案に対してコメントを提出する際には、加盟国は、国内の関係者に協議を行うことが推奨されている。このため農林水産省では、コードの策定または改正に関するわが国の対応方針を決

表 陸生コード策定の典型的なプロセス

| ステップ | 内 容  |
|------|--|
| 1    | 加盟国、(WOAHと協力協定を締結している)国際機関や業界団体、専門家から、新規章の策定や既存章の改正についての提言・要望等が提出される |
| 2    | コード委員会が提言・要望等の妥当性を議論し、作業着手に合意する                                      |
| 3    | 各分野の専門家(アドホックグループ等)がコードの素案を作成する                                      |
| 4    | コードの素案を基にコード委員会が議論し、コードの原案を作成する                                      |
| 5    | コードの原案が加盟国に回覧される(委員会の会合レポートに添付される)                                   |
| 6    | 加盟国等からのコメントや他の専門家委員会(科学委員会等)の見解を踏まえ、コード委員会が適宜原案を修正し、修正版が加盟国に回覧される    |
| 7    | 6を繰り返し、加盟国の多くのサポートを得られるまで議論がなされたコード案は、毎年5月に開催される総会で採択され、正式に国際基準となる   |

定する前に、産業界や消費者等の関係者に情報を共有し意見交換するため、原則として年2回「WOAH 連絡協議会」を開催している。これまでの開催状況等が当省のウェブサイト上に掲載されているので参照されたい[14].

#### (2) 私が担当していた業務

##### ～コード委員会の事務局員の仕事～

私はWOAHに派遣されていた3年間、陸生コードを議論するコード委員会の事務局員として勤務した。コード委員会の会合は毎年2月と9月にそれぞれ8～9日間(営業日)開催される。この会合に関する事項について、事務的な仕事を除きおむね全てが自分の担当であった。

以下に、コード委員会の会合前、会合中及び会合後、さらにコード案が採択される総会時において自分が担当していた仕事を具体的に紹介する。

##### ア 会 合 前

会合前の仕事で最も大事なものは、コード委員会の会合で議論してもらうための資料の作成である。具体的には、主に、

- ① コード案に対して加盟国から提出されたコメント・修正案を取りまとめた資料
  - ② 議論されるべきテーマについて、現状・背景を分析し、対応方針案(事務局からの提案を含む)を提示する資料
- を作成していた。

①については、必要に応じ、コメントの科学的妥当性等についてリファレンスラボラトリーやコラボレーティングセンターの専門家の意見を聴取したり、業界の実態を踏まえたものとなっていることを確認するために(WOAHと協力協定を締結している)業界団体の意見を聴取したりしていた。日本の専門家からも意見聴取させていただいたことがあったので、読者の方の中にも私からの問合せについてご記憶にある方もいらっしゃるかもしれない。

また②について、率直に言ってこれが最も楽しい仕事であったのだが、現行コードの課題・問題点を解決するために、直属の(課題に取り組むのが大好きな)上司とともにあれこれ議論し、いくつか具体的な対応方針案をコード委員会に提示した。委員会の合意が得られたもの、合意が得られなかったもの、まだ議論が継続しているもの等、さまざまであるが、事務局員としてとてもやりがいを実感できる仕事であった。

さらに、会合前の仕事で忘れてならないのは、アドホックグループ会議の開催である。表のステップ3に記載したように、コード委員会で議論されるこ

となるコードの素案は、多くの場合その分野の専門家（アドホックグループ）によって起草される。在任中も、動物や畜産物等の輸出入において講じられるべき措置・手続きを定めたコード（第5.4～5.7章）や人工授精用精液の採取・加工・保存等に当たって講じられるべき措置を定めたコード（第4.6章及び第4.7章）の改正素案を起草するためのアドホックグループ会議を開催した。いずれもその分野特有の普段は耳にしないような用語があることなどにより、議論について行くのに苦労した苦い記憶がある。

## イ 会 合 中

コード委員会の会合は、コード原案をスクリーンに投影し、加盟国から提出されたコメント・修正案を一つ一つ見ながらコード案を修正するかどうかを検討する、という方法で進行する。そこで事務局員に求められるのは、主に、議論のメモ取りとスクリーン上での修文作業である。限られた時間の中で毎回盛りだくさんの議事をこなすためには、事務局がむやみに議論を止めるようなことがあってはならず、いずれの仕事もなかなかプレッシャーのかかる仕事であった。

また、コード委員会の会合と同期間中に他の委員会の会合も開催されるため、他の委員会の意見を聴きたい案件については、事務局員が他の委員会に出席し意見を聴取する、といったことも行っていた。

## ウ 会 合 後

会合後の仕事で最も大事なものはレポートの執筆である。レポートには、委員会の議論の内容、特に加盟国から提出されたコメント・修正案に対してコード委員会がどのように対応したのか（賛成し修文したのか、一部賛成し一部修文したのか、賛成しなかったのか等）をその理由とともに記載する。2月の会合についてはそのわずか3カ月後の5月にWOAHの総会を控えていること、9月の会合については次回の会合（翌年2月）までにあまり時間がないことから、いずれの会合のレポートもなるべく早く（遅くとも会合終了の1カ月後までには）公表することが求められていた。特に加盟国からの関心が高いコード改正案（近年では、抗菌剤の慎重使用に関するコード（第6.10章）、口蹄疫に関するコード（第8.8章）、BSEに関するコード（第11.4章）等）については、膨大な数のコメントが提出されるため、レポートの執筆は非常に大変であった。レポートはウェブサイト上に掲載されているので、適宜参照されたい [15]。

また会合後には、次回のコード委員会会合に向けて、特定のテーマについて委員会のメンバーとともに議論・作業をしたり、他の専門家委員会（陸生マニュアルを議論する生物基準委員会等）の事務局と関連テーマの進め方を話し合うといったことも行っていた。さらに、各国にコード策定プロセスに積極的に関与してもらえよう地域ごとにウェビナーを開催したりもした。

## エ 総 会 時

表のステップ7に記載したように、コード案は最終的に毎年5月に開催される総会にて採択される。加盟国の多くのサポートを得られるまで議論がなされた基準案について採択の提案がなされるので、多くの場合総会当日に大きな議論が発生することはない。しかし、案件によっては総会当日も反対意見や修文を求める意見が提出されることがあるので、事務局としては決して気が抜けない。特に総会場で修文が決定される場合、議場で大急ぎで基準案や決議文に手を加えなければならない。英語だけならまだよいが、フランス語及びスペイン語のバージョンについても同様に修文する必要があるため結構大変な作業である。また総会でコードが議論される日は、加盟国等の発言やコード委員会委員長からの回答を記載したレポートを当日中に作成しなければならず、いつもはほぼ定時で帰宅する同僚達もその日ばかりは深夜まで作業していた。ただ、少しお祭りのような雰囲気もあり、みなでピザを食べたりしながら明るく作業していたのが印象的であった。

## (3) 最近のトピック

### ① 基準策定プロセスの透明性向上

前述のとおり、加盟国が提出したコメントの概要とそれに対する委員会の見解は、委員会会合のレポートに記載されている。このため、現時点でも加盟国は提出したコメントが採用されたか否かを知ることができるのだが、完全なる透明化を達成するため、WOAHは段階的な改善を図っている。WOAHはこの取組により、単に議論の透明性を増すだけでなく、策定までの議論を後でトレースバックしやすくする、といった効果も狙っている。

この提出コメントの公表のやり方は、食品の国際規格を定めるCodexのそれと少し似ている、と言えるかもしれない。Codexの部会で国際規格の改正案等を議論する際には、加盟国等から提出されたコメントが、提出国等の名称とともにウェブサイト上で公表されている。一方で、Codexの場合、加盟国が一堂に会して、みなでスクリーン上に映され

るテキスト案を見ながら議論し修文作業を行うが、これは、選挙で選ばれた専門家が委員会で議論するWOAHのやり方とは大きく異なる。本稿でどちらのやり方が優れているのかを論じることはしないが、特に行政官の読者はこの違いを知っておいても損はないと思う。

## ② WOAHS Standards Online Navigation Tool

前述のとおり、コードもマニュアルもWOAHのウェブサイト上に掲載されているが、より一層活用しやすいものとするためのツールの開発が進められている。例えば、生体牛を輸入する際の推奨事項は、口蹄疫のコードやBSEのコード等、さまざまなコードに記載されているが、このツールでは、それらを横串にして一括で表示させることができる予定である。本稿の執筆時点（2024年8月末）ではまだ公開されていないが、近い将来公開されると聞いている（コード委員会の2024年2月会合のレポートには2024年7月に公開予定と記載されていた）ので期待したい。

## 4 最後 に

着任した2020年10月は、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大していた時期であり、渡仏する際の飛行機はガラガラであった（乗客数は一桁だった）。着任の約1週間後から、フランスは2回目のロックダウンに突入したため、特に最初の半年間は主に自宅アパートからテレワークで勤務していた。この頃は、コード委員会やアドホックグループの会合は全てオンラインで実施されていた。いずれも、地域バランスを考慮して各地域から専門家が招集されるが、オンラインで会議する場合、欧州地域の昼間に開催すると、アジア太平洋地域では深夜、アメリカ地域では早朝での開催となってしまう、日程調整が困難で、また長時間の会議ができないことが大きな問題であった。現在は、委員会会合の事前打合せ等短時間の会議は引き続きオンラインで開催されているが、コード委員会の会合もアドホックグループの会合も原則として対面での開催となっている。

テレワークについては、WOAHから支給されたモニターや作業用デスク、Zoom、Teams、SharePoint等のアプリケーションのおかげで、自宅でもオフィスでの勤務と遜色なく作業ができた。私が離任した2023年10月時点でもWOAH本部では週3日までテレワークが認められ、上司を含め、かなり多くの職員がテレワークを利用していた。テレワークは、特にパリ市内の高額な家賃を避け郊外に住んでいる職員には非常に好評であった。

WOAH本部で勤務していて驚いたのは、本部で勤務する職員の3人に2人が女性である、という事実である。

それだけなら最近の農林水産省の新規採用の獣医職職員の状況と大差ないかもしれないが、WOAH本部の場合、幹部の女性比率も高いということが農林水産省との大きな違いであると感じた。本年5月の総会で事務局長の選挙が実施されたが、2代連続で女性の事務局長が選出されたことも特筆に値すると思う。

コード委員会の事務局員としての仕事は大変な面も多々あったが、仕事の実質は普段農林水産省で行っているものと大差はなく日本の行政官にとっては非常に親和性の高いものであった。業務量は多かったが、緊急性の高い仕事や突発的な仕事は稀で、計画的に仕事を行うことが容易な職場であった。日本の行政機関でそのような働き方をするのはなかなか難しいと思うが、日本でも計画的な職務の遂行を可能な範囲で実行していきたい。

最後に、赴任の機会を与えてくださった関係者の方々や、現地でいろいろなサポートをしてくださったWOAH本部の同僚達や現地日本人会の皆様に感謝したい。また、赴任にあたりいろいろと指導をいただいた前任職員の方々にも感謝したい（すばらしい仕事をされ過ぎていて、棒高跳び級にハードルを上げてくださっていたので、周囲からの期待に応えるのが大変であったが）。

近年、外務省が実施するJPO派遣制度（日本政府の費用負担で国際機関に若手人材を派遣する制度）の対象にWOAHが追加された。WOAHで勤務するチャンスは確実に増えているので、関心のある若者は是非チャレンジいただきたい。

## 関連文献

- [1] OIE：牛疫撲滅の歴史；OIE bulletin No. 2011-2, <https://www.woah.org/app/uploads/2021/03/bull-2011-2-eng.pdf>
- [2] WOAHS：WOAHの2023年活動に関する事務局長レポート；Director General's Report on 2023 WOAHS Activities, <https://www.woah.org/app/uploads/2024/04/91gs-2024-wd-adm-05-dg-activities-report-en.pdf>
- [3] WOAHS：WOAHコード・マニュアル；Codes and Manuals, <https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/>
- [4] WOAHS：WOAH Documentary Portal, <https://doc.woah.org/>
- [5] WOAHS：陸生コードの過去のバージョン；Previous editions of the Terrestrial Code, <https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/previous-editions-of-the-terrestrial-code/>
- [6] WOAHS：WAHIS, <https://wahis.woah.org/#/home>
- [7] WOAHS：コラボレーティングセンターのリスト；Collaborating Centres, <https://www.woah.org/en/what-we-offer/expertise-network/collaborating-centres/#ui-id-3>
- [8] WOAHS：リファレンスラボラトリーのリスト；Reference Laboratories, <https://www.woah.org/en/what-we-offer/expertise-network/reference-laboratories/#ui-id-3>

id-3

- [9] WOAH : 公式認定疾病ステータス; Official Disease Status, <https://www.woah.org/en/what-we-do/animal-health-and-welfare/official-disease-status/>
- [10] WOAH : 疾病の自ら清浄宣言; Self-declared Disease Status, <https://www.woah.org/en/what-we-offer/self-declared-disease-status/>
- [11] WOAH : PVS レポート; PVS Reports, <https://pvs.woah.org/documents>
- [12] WOAH : 犬を介した狂犬病の撲滅戦略プラン; the Global Strategic Plan to end human deaths from dog-mediated rabies by 2030 ('Zero by 30'), [https://www.woah.org/fileadmin/Home/eng/Media\\_Center/docs/Zero\\_by\\_30\\_FINAL\\_online\\_version.pdf](https://www.woah.org/fileadmin/Home/eng/Media_Center/docs/Zero_by_30_FINAL_online_version.pdf)
- [13] WOAH : 陸生コード第6.10章; Chapter 6.10 Responsible and prudent use of antimicrobial agents in veterinary medicine, [https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/?id=169&L=1&htmfile=chapitre\\_antibio\\_use.htm](https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/?id=169&L=1&htmfile=chapitre_antibio_use.htm)
- [14] 農林水産省 : WOAH 連絡協議会, <https://www.aff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/oie/oie7.html>
- [15] WOAH : コード委員会のレポート; Terrestrial Animal Health Standards Commission, <https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/standard-setting-process/terrestrial-animal-health-standards-commission/#ui-id-4>